

議案第8号

寒川町町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の
一部改正について

寒川町町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

道路法の一部改正等に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部
を改正する条例

寒川町町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例(平成25年寒川町
条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第43条」に、「第43条—第45条」を「第44条—第46条」に改
める。

第2条第1項第17号中「第2条第21号」を「第2条第22号」に改める。

第5条第7項及び第9条第4項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第32条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第41条第3項及び第42条第2項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第45条を第46条とし、第44条を第45条とし、第43条を第44条とする。

第2章中第42条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利
便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞
留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導す
る必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。
この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の
歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成
18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、同項に規定する

道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒川町町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 町道の構造の技術的基準(第3条—<u>第42条</u>)</p> <p>第3章 案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法(<u>第43条—第45条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 計画交通量 道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。)第2条第21号に規定する計画交通量をいう。</p> <p>(18)・(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(車線の分離等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、構造令<u>第41条第1項</u>において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(自転車道)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、構造令<u>第41条第1項</u>において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるも</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 町道の構造の技術的基準(第3条—<u>第43条</u>)</p> <p>第3章 案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法(<u>第44条—第46条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 計画交通量 道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。)第2条第22号に規定する計画交通量をいう。</p> <p>(18)・(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(車線の分離等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、構造令<u>第42条第1項</u>において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(自転車道)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、構造令<u>第42条第1項</u>において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるも</p>

のとする。

5 (略)

～略～

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等_____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号)第3条に定めるものを設けるものとする。

～略～

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 (略)

2 (略)

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令第41条第1項において準用する構造令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4・5 (略)

(歩行者専用道路)

第42条 (略)

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、構造令第41条第1項において準用する構造令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3・4 (略)

(加える)

のとする。

5 (略)

～略～

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号)第3条に定めるものを設けるものとする。

～略～

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 (略)

2 (略)

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令第42条第1項において準用する構造令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4・5 (略)

(歩行者専用道路)

第42条 (略)

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、構造令第42条第1項において準用する構造令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3・4 (略)

(歩行者利便増進道路)

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便

増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

第43条～第45条 (略)

～略～

第44条～第46条 (略)

～略～

附 則

この条例は、公布の日から施行する。